

議第 64 号

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例について

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市防災会議の委員の定数を増やすため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例

下呂市防災会議条例（平成16年下呂市条例第144号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会長、副会長及び委員)	(会長、副会長及び委員)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 前項の委員の定数は、 <u>35人</u> 以内とする。	7 前項の委員の定数は、 <u>25人</u> 以内とする。
8・9 (略)	8・9 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市防災会議の委員の定数を増やすため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 上下水道関係者を委員に加えるため、定数を「25 人」から「35 人」に改めます。

(第 3 条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)